

教師謝儀・退職金についての申し合わせ事項

1. 九州教区の諸教会および伝道所は、その担任教師に対して、毎年教区が定める「教師謝儀基準」以上を教師謝儀として支給するものとする(教区の「教師謝儀基準」は、「少なくともこれ以上をお願いしたい」という意味であって、<標準>を意味しているのではない)。
2. 教師の社会保険については、その2分の1以上、教団の退職年金掛金については、その3分の2以上を、その教会もしくは伝道所が負担するものとする。
3. 牧師館もしくは教師住宅の家賃、光熱用水費および電話料金は、その全額を教会もしくは伝道所が負担するものとする。
4. 教師の辞任、隠退の際、その教師の当該教会もしくは伝道所における<退職時の謝儀月額>に<在職年数>を掛けた金額以上のものを退職金として支給するものとする。但し、退職時の謝儀が低減されている場合は、<在職時の最高月額>に<在職年数>を掛けた金額以上のものとする。
この場合、<謝儀月額>とは、基本額に年功給、家族手当、扶養手当等を加えたものとする。
5. 教会もしくは伝道所は、教師の退職金の準備のため、毎年、教師謝儀の1カ月分以上の金額を積み立てるものとし、これを年度予算に計上するものとする。

(1987年9月22日 常置委員会にて決定)